

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第 555 号 平成 25 年 6 月 6 日

生物多様性条例

北海道においては本年 4 月 1 日から「生物多様性保全条例」が施行されています。

この条例は、人と自然とが共生する豊かな環境の実現を図り、現在及び将来世代の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与する事を目的とするもので、

- ・ 野生動植物の種の保存が図られ、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全する事
- ・ 生物多様性に及ぼす影響の回避又は低減により自然資源を持続可能な方法で利用する事などを基本原則として、北海道の生物多様性を保全するための計画策定や調査の推進、生物多様性維持回復事業などに取り組む事

としています。また、本条例では、希少動植物の保護や野生鳥獣の餌付け禁止に加え、生態系に影響を与える指定外来種を放すことを禁じると共に、違反者に対しては全国で初めてとなる罰則を設けています。

地球上には 3000 万種を超える多様な生物達が、それぞれの地域で相互に関わり合いながら、長い年月をかけて固有の生態系を形成しています。しかし、今やその多様な野生生物の生態体系は、危機的状况に置かれていると良いでしょう。

その原因や背景には、地球の温暖化・開発行為による自然破壊等が上げられますが、それだけでなく、人の手によってもたらされた「外来種の影響」も非常に大きいといわなければなりません。

この「外来種の影響」というのは、野生生物が本来の移動能力を超えて、人為的に国外又は国内の他地域から導入されたことによって、それぞれの地域の固有の生態系が破壊されてしまうというもので、例えば、アライグマはアニメなどにも登場し人気者ですが、ペットとして飼われていたアライグマが捨てられて野生化し、地域の生態系に影響を与えているだけでなく農作物にも大きな被害をもたらしている事は、皆さんもご承知の事と思います。

北海道は、世界自然遺産に登録されている知床をはじめ釧路湿原など豊かな自然に恵まれており、そこにはヒグマやキタキツネ、イトウ等多様な生物達が息づいています。それらは、私達道民にとって世界に誇るべき貴重な財産ですが、残念な事にこの北海道においても、外来種によって野生生物の多様な生態系が破壊されつつあります。

こうした「外来種問題」に関しては、国内外で様々な動きがあります。

まず、国際的には1992年に「生物の多様性に関する条約」が締結され、「生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」が定められています。

また、我が国においては、2002年3月に「新・生物多様性国家戦略」が決定され、外来種問題を生物多様性の危機の一つとして掲げるとともに、「外来種問題」に対応する為の新たな法整備の検討が始まりました。

2005年6月、「特定外来生物による生態系等への被害の防止に関する法律(外来生物法)」が施行され、特に問題の大きな外来種である「特定外来生物」について、運搬や飼養等の原則禁止、防除の推進等が規定されました。

更に、2008年6月、「生物多様性基本法」が施行され、生物多様性を保全するため、外来生物等による被害の防止にかかる国の措置等が定められました。

こうした状況の中で、北海道では2004年に関係機関による外来種対策に資するため「北海道の外来種リスト(北海道ブルーリスト2004)」を作成しています。なお、このリストは、2010年に改訂されていますが、現在860種が外来種としてリストアップされています。

北海道のブルーリストには、先程述べたアライグマはじめブルーギルやウシガエルなどの特定外来種だけでなく、ニホンイタチやテン、カブトムシ等の国内外来種も入っています。

北海道のブルーリスト

哺乳類	25種
鳥類	8種
爬虫類	10種
両生類	19種
魚類	36種
昆虫	90種
昆虫以外の無脊椎動物	33種
植物	639種
合計	860種
内訳 国外種	706種
国内種	125種
不明	29種

道では今後、ブルーリストの内、どの生物を放出禁止や植栽禁止にするか、審議会の中で協議して決定するとしています

人間は自然の恩恵を受けて生活していますが、その豊かな自然は生物の多様性によって維持され、もたらされているといっても過言ではありません。従って、生物の多様性が失われるという事は、同時に、自然との係わりの中で生きている人間にとっても大きな脅威といえるのです。

「多様な生物の生態系を保全する」というと大変大きな話の様に感じますが、私達にも出来る事は沢山あります。例えば、ペットを飼うのが面倒になっ

たからという理由で野に放してしまうとか、野生動物を可愛いからと餌付けするという様な、人間の気まぐれで生態系を破壊するような行為は厳に慎むべきです。

「生物多様性保全条例」が、北海道固有の希少動植物を守ると共に、野生生物の多様な生態系の破壊を食い止める力となる事を期待していますし、我々道民も、本条例の施行を契機に、もっと「外来種問題」を身近な問題として考えて行くべきだと思います。(塾頭：吉田 洋一)